

第 25 回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 議事録

1 日 時

令和 7 年 5 月 1 日（木） 14 時から 16 時まで

2 場 所

横須賀市役所本庁舎 3 階 301 会議室

3 出席者

（1）部会委員及び専門委員（8 名）

高梨委員（部会長）、飯島委員、沖山委員、笥委員、川田委員、名執委員、萩原委員、林委員、矢部委員

（2）事務局職員（5 名）

自然環境・河川課：引本課長、内田課長補佐、森塚担当
自然環境保全・活用担当課：鈴木担当課長、宮川主任

（3）関係職員（6 名）

公園建設課：高田課長、川島主査
公園管理課：飯森課長、内山課長補佐、
公園活用推進担当課：辰馬担当課長、小野課長補佐

4 傍聴者

1 名

5 開 会

（1）自然環境・河川課長挨拶

（2）委員及び関係職員・事務局員の紹介

萩原委員委嘱状交付

（3）定足数について

委員 8 名の出席により定足数を満たしているため、会議が成立することを報告。

（4）会議資料確認

6 議 事

〔議題 1〕「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の改訂について

〔議題 2〕「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

【議題１】「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の改訂について

- (１) 事務局から説明
- (２) 質疑応答等

■名執委員

計画策定にあたって、生物多様性地域戦略を兼ねるということであれば、本計画の中で生物多様性という言葉をやよりいろいろなところで記載してもよいのではないかな。

例えば、将来像のところでは「多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市』」との記載があるが、「それらがネットワークされた人々が生物多様性の恵みを受受できる『みどりの中の都市』」としてもよいのではないかな。目標においても「みどりの量」との記載だが、「みどりの量と生物多様性」とし、基本方針４においては「みどりと生物多様性の継承」としたほうがよいかなのではないかな。

□内田課長補佐

前回の部会以降、庁内でも議論した結果、みどりの機能の中に生物多様性も含まれているのではないかなということでは今回の骨子案の記載となり、議題にあげたという経緯がある。事務局としても、生物多様性地域戦略を名乗るにあたり、「生物多様性」という言葉はあつた方がいいと思うが、みどりと生物多様性の関係性などを整理しきれておらず、どの程度「生物多様性」という言葉を計画内に記載するか明確に結論が出ていないのが現状である。

■高梨委員

生物多様性地域戦略としたときにどのような点から生物多様性を強調していくかを考えていただきたい。みどりの基本計画ではみどりが持つ様々な機能を活かして、より豊かな市民生活の実現を図ることを目指している。そのために土地利用や施設、民有地の整備といったものをどのようにしていくかということでは計画形成・方針づけるものである。

そのため、横須賀市がみどりの基本計画で取り組んで保全してきたみどりの成果をベースに今後どのように展開していくかが重要である。防災や景観向上といった機能は計画に基づき、緑地や公園など、ハードとして整備してきた結果向上するものである。これらのことを踏まえて、生物多様性をどのように計画に盛り込むかが重要である。これまで遺伝子や種の多様性といった面は、市民生活の豊かさを高める観点からみどりの基本計画としては取り組んでこなかったものである。ただし、生物の生息地を保全するといった観点から自然の恵みを受受するといったことはみどりの基本計画に盛り込んできた。

本計画でみどりの基本計画と生物多様性地域戦略を一体化するのであれば上記の点を含めて事務局でさらに議論を深めていただきたい。

□内田課長補佐

承知した。

■飯島委員

SDGs のアイコンが本計画で示されているが、大前提の背景として、社会・経済が自然資本の上に成り立っていることについてウェディングケーキモデルを用いて SDGs を説明する必要がある。この前提は市民に向けて必要な情報である。そのうえで、ウェディングケーキモデルを基に土地利用や空間デザインに落とし込むというストーリーが必要ではないか。そのうえでアイコンを表記することに意味が生まれるのではないか。骨子案では文章にて SDGs についての説明が数行あるが、上記の観点を文章で説明することは難しい。もう少し、自然資本に対する危機感を持つような表現を盛り込んでいただきたい。

■高梨委員

危機感を煽るような表現というのは必要かもしれないが、塩梅が非常に難しいものだと思う。この点については人と自然の共生という考え方がベースになってくるのではないか。人と自然の共生は大阪で開催された花博（1990 年開催）で提唱された概念で、人が自然に対して包括的に理解していくべきという考え方であった。しかし、現在は専門分野等の分化が進み、包括的な捉え方が困難な状況にある。その中で、本計画の中でどのように落とし込むかというご指摘だと思われる。これについてもより議論を深めていく必要がある。

■林委員

骨子案 p33 について、⑦令和 3 年度中間見直しの欄において「46 施策のうち 9 割の施策で一定の成果あり」との記載がある。この成果のうち、生物多様性に対する成果があったものはどの程度なのか説明を願いたい。

□内田課長補佐

資料 6-2、大柱Ⅰ中柱（3）「生物多様性の確保に貢献するみどりを守る」に具体的な施策とその評価を記載している。生物多様性についてはほかの施策との関りもあるため、正確な割合を出すことはできないが、大項目として大柱Ⅰ中柱（3）が生物多様性に対する成果として認識している。

■林委員

アンケートについては集計中との記載だが、アンケートにおいても生物多様性に対する理解が進んでいるかという内容を盛り込んだもので行われているという認識でよろしいか。

□内田課長補佐

その認識で間違いない。

■林委員

生物多様性が近年オーソライズされている傾向にあるため、言葉のみが独り歩きするのはよくないので留意していただきたい。

■高梨委員

これまで生物多様性をどのように捉え、どのような施策を行ってきたか、これからはどのような概念を加えて、横須賀らしい施策を行っていくか、ということを記載しないと一般的な考え方と差別化できない。

生物多様性としては遺伝子や種の多様性を含めたことが通常概念だが、横須賀市のこれからの方向性としては生態系サービス（自然の恵み）を高めることによって、市民生活を豊かにする、もしくは自然環境をベースとして社会や経済も活性化するというイメージということだろうか。まちづくり GX や脱炭素社会などを含めて新しい取り組みをみどりの領域の中でどういった施策で行っていくかということでもあるかと思う。

かつては、横須賀のみどりの取り組みはあまり多くの施策を行ってこなかったが、この 20 年間で取り組みを増やし、強化してきた。特に前回の見直しにおいて課題とされたのは樹林地の崩壊による災害の危険度への対応であった。それに加えて生物多様性の保全についても取り組んでいこうという経緯があった。今回の改訂にあたってどのような点に目標を定めていくか、力を入れていくか考えていくべきである。

■矢部委員

将来像において、みどりのネットワークを重要視するとの記載があり、そのネットワークに関しては市内のことを記載しているが、市外とのみどりの繋がりも含めて、横須賀は重要な位置づけになることを明記していくとよいのではないか。横須賀市が拠点となり、リードするような形になっていけたらよいと考えている。

防災の観点において、流域をベースにして防災モデルを考えていくことが大切ではないか。例えば、津久井川や長沢川が流れる武山流域があるが、平野部が広く流域モデル地区としては不向きではないかと考えられる。一方で、流域に特徴のある前田川はモデル地区になるのではないか。その中で樹林の管理をどうしていくかを考えていくことが重要であり、それがモデル地区になるのではないか。これは生物多様性にも絡む内容であると考えられる。この流域をモデルとした場合、海の生態系へのつながりも生まれると考えられ、有用なモデルとなるのではないかと考えられる。

■高梨委員

具体的に何を行っていけばよいかわからないのが現状ではないかと考えている。先日、ネイチャーポジティブについての議論をした。対象の地域がネイチャーポジティブという概念において現在どのような水準であるかわからないと取り組みを行えないのではないかとこの考えを基に質問を行ったところ、「現状がわかっていないため、調査から始めないといけない」といった回答を得た。そのうえで、調査から始めなければならないもの（ネイチャーポジティブ）を計画の概念に取り入れるのは難しいものであるという所感を得た。みどりの分野においては、緑被率が 50%を超えた地域では緑が多いと感じるという科学的知見がすでに蓄積されており、これを踏まえ計画に取り込めるものだと考えている。また、50 年前は植物生態学の考え（植生自然度）を緑地計画に盛り込んできた。しかし、生物多様性は指標がなく、繰り返しになるが計画に取り入れるのは難しい。生物多様性をどのような指標で捉えて、土地利用や空間づくり、施設づくりに活かしていくかを明確にしないと具体的な取り組みとして展開できないのではないかと。

COP10 において、愛知目標を策定したが、汎用性があるものではなく、世界的に広まらなかった。そして現在はネイチャーポジティブや 30by30 といった概念が潮流として広まってきていると認識している。

横須賀の計画においてはここまでの説明を踏まえ具体的なものになるように検討していただきたい。

■筧委員

現段階において、アンケートが集計中といった形で骨子案が出てきたのは残念である。市内・市外問わず、横須賀の自然についての認識は気になるところである。計画を立てることも重要であるが、横須賀の豊かなみどりをアピールすることで転出を下げ、転入を増やすことにもつながり重要であるのではないかと。

パワーポイント p 13 について、「健康増進に寄与する」という記載があるが具体的な説明を願いたい。自然に触れることで健康増進を図るということは理解できる。

□内田課長補佐

ご指摘の通り、自然に触れることでの健康増進を指している。その中で、ハイキングであったりといった運動を促したり、身近なみどりがあることが健康増進に繋がると考えている。

■高梨委員

横須賀というまちのブランド価値を高めるといった内容をみどりの基本計画の中に記載してもよいのではないかと。横須賀の場合、みどりのストックは多いため、それを活かして横須賀の魅力を高めていくのでもよいのではないかと。ストックのメインは公園でその再編を

検討しているところではあると思うが、再編ではなく、魅力を高め、経済活性化を生み出すという方向で進めていくのはいかがか。ソレイユの丘などで Park-PFI を先駆けて行ってきた事例もあるので民間も巻き込む形で検討してほしい。

■川田委員

骨子案全体について、事業者の立場からは特段問題ないと思われる。農業事業者からすると、気候変動については懸念しているところである。昨今話題となっている農産品の高騰は気候変動が影響しており、これまでと異なる生産環境となった結果、想定した生育が進んでいないのが現状である。みどりの政策を通じて、ヒートアイランド現象の抑制等を期待するところだが、市単位での解決は困難であると認識している。

市内においては農業従事者の高齢化による農地の荒廃が進んでいるなかで、いかに稼げる農業をしていくかを市と協同して検討している。特によこすか野菜の市内外への宣伝をしており、今後もこう言った取り組みにおいて市と協力して農地の保全を進めていきたい。

■高梨委員

このような（川田委員の）話が計画に位置付けられると、横須賀の魅力や豊かさにつながっていくのではないか。農地を保全すると記載するだけでなく、これまで行ってこなかった、その先の内容についても検討していくことをお願いしたい。

■沖山委員

子どもにとって環境の現状を知ることと、それらの環境が保全すべきものなのか、再生するものなのかといった側面まで学べたほうがよいのではないかと思う。

横須賀の自然は保全が必要な状況なのか、自然の再生能力に任せてもよいのかまで理解できるようにしたほうが、自然環境に対する危機感も含めて理解が進むのではないかと考えている。

現状としては、どうなのか。

■萩原委員

横須賀の山林は現状利用がなく、また林業も行っていない。土地の所有者が不動産会社等であるため、利用ができず荒廃が進んでいるところである。また、竹林の増大も近年の問題である。更新が行われていない結果、高齢化した竹林が増加し、地滑りを起こす危険性も高くなっていると認識している。これらの問題の解決のためには、地権者との交渉もあるが、行政がコントロールをし、環境教育の場とするなど、地権者の森林の活用を促していくことが必要だと考えている。これによって生物多様性にも寄与するのではないか。

生物多様性については市民への資源としてのメリットの提示が重要であると認識している。

■高梨委員

現在の自然環境の位置づけを把握し、科学的な対応を行うためにも指標等があるとよいと思われる。

■飯島委員

現在、自然に対する受益と負担という認識が弱い社会になっているのではないか。自然が資本として成り立っていなければ、経済や社会が成り立たないという危機感を持って接していく必要があると考えている。

■高梨委員

自然と人間の関りのレベルがどういう状況なのかを把握する必要があるということか。自然の恵みを享受している状況なのか、それとも収奪している状況のため、改善していくのか。これらについて、認識していく必要はあると考える。

市民が生物多様性について、理解するには保全・活用や持続可能といった点を前面に出していくことが必要とも考える。難しい課題だということは理解しているが、市民の理解のためにも取り組まなければならない課題だと考えられる。

市民レベルで生物多様性の優良事例があれば取り込んでいくのも一つかと思われる。

■名執委員

生物多様性を守っていけば持続可能に活用できるということを市民に分かりやすく伝えなくてはいけない。骨子案 p 63 の《 3—1 》森林・里山環境の保全活用について、具体的な活用事例として「自然観察会等のイベント・環境教育の場として活用する」とある。市民に対して、さらに里山の活用がどういうものを普及していくのが大事ではないかと思う。これについては活用事例を市民に聞いて把握していくこともできるのではないか。

骨子案 p64 の水辺の環境の保全について、釣りやマリンスポーツの場、藻場の活用といった市民が具体的な活動を把握し、保全と活用を考えていくことが必要ではないか。

■高梨委員

市民の理解促進や活動には拠点が必要なのではないか。博物館は生物多様性についての普及等も行われているのか。また、市民活動を支援するような活動は行われているのか。

■萩原委員

観察会や講座を開くなどを行っている。また、協力団体と一緒に調査や保全活動を行っている。

■高梨委員

市民にとって自然の恵みがわからないとやはり理解・保全が進まないと思われる。市として、具体的に取り組んでいる事例があれば、教えてほしい。

□鈴木担当課長

長坂緑地が事例としてある。平成 23 年から行われているものであり、現在地域住民による自主的な活動に繋がっているものがある。

本活動が軌道に乗るまでに時間はかかったが、地道な活動が根付いたものだとは認識している。これについては市が主導となり進めたものとしてのよい事例だと考えられる。このほかにも、水辺の観察会等も行っており、市民への生物多様性の普及・啓発に取り組んでいるところである。

■高梨委員

再度になるが、市民に生物多様性を普及するのは困難である。そこで、博物館に生物多様性普及センターと銘打った機能を持たせてもいいのではないかと考えている。

■林委員

かつての博物館では、参加者が自然と触れ合うこと、触れ合って自然の中身を知ることが大切だということで観察会などを行ってきた。最近では、生物多様性を一般市民に教えることが焦点の一つとなっている。

先日参加した自然観察会にて、「生物多様性について、何の意味があるのか、将来あるかもわからないものより、現在の自分たちの方が大事」との意見があった。

また、小学校で飼育したメダカを持ち帰り川に放流したという話も聞いている。現在、生物多様性の考え方が混然としているのではないかと。こういった調整はとても難しいが、みんながルールを守っていかないと大変なことになる。

■高梨委員

事務局にはここまでの委員の発言を踏まえて、骨子案への反映を行っていただきたい。

□内田課長補佐

承知した。

〔議題２〕「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

- （１）事務局から説明
- （２）質疑応答等

■高梨委員

第２章第９条２項に「法第４条第３項に規定」と記載があるが、具体的に何を指しているのか。

□森塚担当

都市緑地法の中で、国の定める緑の基本方針や都道府県が策定する緑の広域計画について明記されている。ここでは、みどりの基本計画はこれらの計画と整合するという意味で記載している。なお、都市緑地法の改正により、第３項ではなく、第４項にずれていたため、訂正させていただく。

■高梨委員

条項ずれがあった場合、条例を改正しなくてはならないのか。取り扱いを教えてください。

□内田課長補佐

条項ずれについては、その都度改正を行う。ただし、条項ずれによる改正については、部会等の審議は行わない。

■名執委員

生物多様性基本法について触れるとしたら第９条第２項しかないと考えられる。加えて、計画の名称が決まった際に、その計画の名称を条例内に入れなければならないのではないのか。

■高梨委員

前文にみどりは「人を含む多くの生物の生命を支える基盤を形成するもの」とあり、これは生物多様性の確保についても触れているものだと考えられる。同文内に「さらに」との記載があり、「生物多様性の確保」の記載が続いている。基盤の中に生物多様性があるとするのか、そうではなく、別として生物多様性について記載するのか、法文上の整理を行っていただきたい。

□内田課長補佐

ご指摘を踏まえて整理する。

■高梨委員

各計画との整合について、1号で環境基本条例、2号で生物多様性基本法との整合について記載している。ブリッジ規定を踏まえると2号で法について明記しているので、1号も合わせて環境基本法について触れなければならないのではないか。また、みどりの基本計画は防災計画などほかの計画とも整合しなくてはならない。それについては、3号のその他緑に関する計画にて触れている。その中で2号（生物多様性基本法との整合）のような記載ができるのか。その点について、市の法規担当に確認はとったのか。

□内田課長補佐

まだ法規担当に確認は行っていない。

■高梨委員

防災計画や景観計画など多くの計画と整合を図るなかで、生物多様性基本法だけ別個に出す必要があるのか、整理しなくてはならない。不明瞭なことがあってはならないので、市の法規担当と相談する必要がある。

□内田課長補佐

法規担当に確認を行う。

■矢部委員

生物多様性基本法を見ると、「生物の多様性」と記載している。「生物多様性」と「生物の多様性」でどう使い分けるかについては精査を行うこと。

□内田課長補佐

承知した。

7 その他

以下の3点について事務局から連絡

- (1) 後日意見等がある場合には、5月12日（月）までに連絡をいただきたい。
- (2) 次回の環境審議会は6月23日に開催予定、
みどり政策推進部会は6月末から7月上旬に開催予定。
8月の環境審議会本会にて計画案を提出予定。
- (3) 市役所北口駐車場利用の駐車券の処理について。

以上